

国地達第14号

電子地形図20万図式（表示基準）を次のように定める。

令和2年9月15日

国土地理院長 野田 勝

電子地形図 20 万図式（表示基準）

国土地理院

電子地形図 20 万図式（表示基準）

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 総則	1
第 1 条 目的	1
第 2 条 電子地形図 20 万の性格	1
第 3 条 運用に関する指示	1
第 2 節 表示の原則	1
第 4 条 表示する事項	1
第 5 条 表示の原則	1
第 6 条 記号及び注記の表示	1
第 7 条 表示事項の取捨選択・総描・転位	2
第 3 節 電子地形図 20 万の規格	2
第 8 条 位置の基準	2
第 9 条 投影法	2
第 10 条 画像データの規格	2
第 11 条 区画及び経緯線	2
第 12 条 整飾	3
第 2 章 表示事項とその適用	4
第 1 節 測量の基準点及び標高	4
第 13 条 測量の基準点及び標高	4
第 14 条 注記の原則	4
第 15 条 表示記号の様式	4
第 2 節 河川、湖沼及び海	5
第 16 条 河川、湖沼及び海	5
第 17 条 表示の原則	5
第 18 条 注記の原則	5
第 19 条 表示記号の様式	6
第 3 節 道路	8
第 20 条 道路	8
第 21 条 道路の区分	8
第 22 条 表示の原則	8
第 23 条 国道番号及び都市高速道路番号	8
第 24 条 注記の原則	9

第 2 5 条	表示記号の様式	10
第 4 節	鉄道	15
第 2 6 条	鉄道	15
第 2 7 条	鉄道の区分	15
第 2 8 条	表示の原則	15
第 2 9 条	注記の原則	15
第 3 0 条	表示記号の様式	16
第 5 節	建物等	20
第 3 1 条	建物	20
第 3 2 条	建物記号及び表示の原則	20
第 3 3 条	注記の原則	20
第 3 4 条	表示記号の様式	21
第 6 節	構造物	23
第 3 5 条	構造物	23
第 3 6 条	表示の原則	23
第 3 7 条	注記の原則	23
第 3 8 条	表示記号の様式	23
第 7 節	植生	24
第 3 9 条	植生	24
第 4 0 条	植生の区分	24
第 4 1 条	表示記号の様式	24
第 8 節	特定地区	25
第 4 2 条	特定地区	25
第 4 3 条	表示の原則	25
第 4 4 条	表示記号の様式	26
第 9 節	陸部の地形	29
第 4 5 条	陸部の地形	29
第 4 6 条	等高線及び表示の原則	29
第 4 7 条	注記の原則	29
第 4 8 条	表示記号の様式	30
第 1 0 節	水部の地形	34
第 4 9 条	水部の地形	34
第 5 0 条	等深線及び表示の原則	34
第 5 1 条	注記の原則	34
第 5 2 条	表示記号の様式	35
第 1 1 節	境界	36
第 5 3 条	境界	36
第 5 4 条	表示記号の様式	36
第 1 2 節	自然地名、行政名、居住地名	37
第 5 5 条	自然地名	37

第56条	行政名	37
第57条	居住地名	37
第13節	注記	38
第58条	注記	38
第59条	注記の表示	38
第60条	使用する文字	38
第61条	文字色	38
第62条	書体	38
第63条	字形	38
第64条	字大	38
第65条	字隔	38
第66条	字列	38
第67条	ふりがな	39
第68条	アラビア数字	39
第69条	注記の配置	40
第70条	注記の適用	45
附則		50
付録	整飾	51

電子地形図 20 万図式（表示基準）

第 1 章 総則

第 1 節 総則

（目的）

第 1 条 この図式は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 4 条に規定する基本測量のうち、数値地図（国土基本情報 20 万）を調製し、電子地形図 20 万を作成する際の表示する事項の基準を定めることを目的とする。

（電子地形図 20 万の性格）

第 2 条 「電子地形図 20 万」とは、数値地図（国土基本情報 20 万）を用いて地表面の状況を縮尺 1/200,000 で表現した画像形式の地図データで、概ね府・県程度における地形、水系、交通網、集落等の概況の把握に適したものをいう。

2 電子地形図 20 万は、比較的広域を対象とする国土の利用・開発・保全、地域政策、教育、土地に関する調査・研究及び計画、観光等の広範な利用に供することを目的とする。

（運用に関する指示）

第 3 条 基本図情報部長は、必要があると認める場合は、この図式に基づく運用に関して指示することができる。

第 2 節 表示の原則

（表示する事項）

第 4 条 電子地形図 20 万に表示する事項（以下「表示事項」という。）は、次章に定めるとおりとする。なお、建物及び地形の陰影については、表示又は非表示のいずれかを選択することができる。

（表示の原則）

第 5 条 表示事項は、数値地図（国土基本情報 20 万）の表示位置及び属性に応じて、正射影の位置又は画像データの画素の並びに対して直立させて表示する。

（記号及び注記の表示）

第 6 条 電子地形図 20 万には、次章に定める記号及び注記を表示する。

- 2 記号が重複する場合は、それぞれを重ねて表示する。ただし、当該重複する記号が立体関係にあるときは、最も上方の地物を表示する。

(表示事項の取舍選択・総描・転位)

第7条 表示事項の取舍選択・総描・転位が必要な場合は、その重要度及び形態を考慮するとともに、表示事項相互の位相関係にも留意して、適切に編集する。

- 2 表示事項の表示位置は、次に定めるところにより、必要最小限の転位を行うことができる。
 - 一 表示事項の形状及び関係位置は、転位によって現況と著しく異なることのないようにすること。
 - 二 転位は、注記、建物記号、道路・鉄道及びこれらに伴う崖記号の順に優先して行うものとし、測量の基準点及び海岸線、河川等の自然物については行わないこと。

第3節 電子地形図20万の規格

(位置の基準)

第8条 電子地形図20万の位置の基準は、測量法第11条の規定による。

(投影法)

第9条 電子地形図20万の投影法は、ユニバーサル横メルカトル図法とする。

(画像データの規格)

第10条 電子地形図20万の画像データは、前節及び次章の規定に基づいて表現される記号及び注記とする。

- 2 前項の画像データの解像度は、508dpiとする。
- 3 記号の色は、光の三原色(RGB)の各要素を256段階で表示したものとする。

(区画及び経緯線)

第11条 電子地形図20万の区画は、原則として本初子午線と赤道の交点を基準にして経度差1°、緯度差40'ごとの経線及び緯線によって区画される地域(以下「図郭」という。)とする。ただし、離島等の図郭を任意の範囲に設定することが適当と認められる場合は、この限りではない。

- 2 図郭の上辺は、画像データの画素の並びに平行し、北とする。
- 3 図郭内には、経度15'、緯度10'ごとの経緯線を表示する。

(整飾)

第12条 「整飾」とは、図郭を表示するとともに、電子地形図20万の読解に必要な事項を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

2 整飾は、付録に定めるとおりとし、その他必要な事項については、基本図情報部長が定めることができる。

第2章 表示事項とその適用

第1節 測量の基準点及び標高

(測量の基準点及び標高)

第13条 測量の基準点の記号（以下「基準点記号」という。）は、測量の基準点として取得された電子基準点及び三角点並びに地形等として取得された標高点に区分し、表示する。

2 基準点記号は、記号の重心を真位置に表示する。

(注記の原則)

第14条 基準点記号には、標高値を注記する。

2 標高値は、メートル位で注記する。

(表示記号の様式)

第15条 基準点記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)	
1	電子基準点		0.08	0,0,0	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記号の位置はアンテナの位置、標高値は付属標の標高値を表示する。 2. 三角記号部分の重心を真位置に表示する。
2	三角点		0.08	0,0,0	<ol style="list-style-type: none"> 1. 三角点は、原則として一等三角点及び二等三角点を表示する。 2. 電子基準点が近接し、記号が重なる場合は、表示しない。 3. 三角点が相互に近接し、記号が重なる場合は、一方を省略する。 4. 山名の注記がある山頂において、三角点よりも標高値の高い標高点が近接し、表示ができない場合は、三角点を省略する。
3	標高点			0,0,0	<p>地域の景況を表示するために必要なものを現地測量又は写真測量により表示する。</p>

第2節 河川、湖沼及び海

(河川、湖沼及び海)

第16条 河川、湖沼及び海とは、陸地内に存在する水の部分及び海をいう。

- 2 「河川中心線」とは、河川の接続関係を示すもので、湖沼域を含む河川の経路をいい、地下の経路を含む。
- 3 「水面の範囲」とは、陸部と水部を区画する水際の境に囲まれた水部の範囲をいい、河川及び湖沼においては平水時、海においては満潮時の正射影を表示する。

(表示の原則)

第17条 河川は、その幅員により1条河川及び2条河川に区分して表示する。

- 2 1条河川は、河川中心線の位置を表示し、2条河川は、水面の範囲を表示する。
- 3 湖沼及び海は、水面の範囲を表示する。
- 4 河川、湖沼及び海の小さな凹凸は、省略することができる。


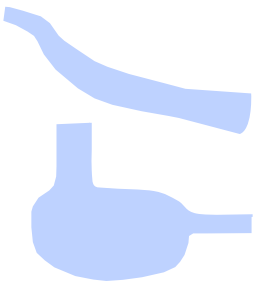
(注記の原則)

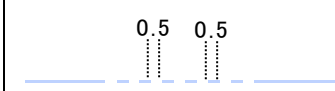
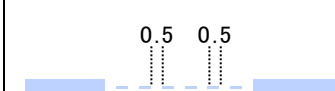
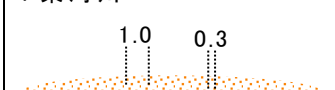

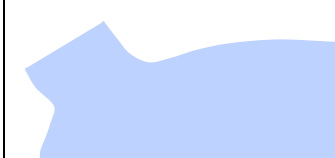

第18条 河川、湖沼及び海は、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。

- 2 同一河川の異なる区間で地域によって異なる名称がある場合は、地域ごとにそれぞれの名称を注記する。また、同一河川の同一区間で異なる名称がある場合は、区間が短いか又は通称と判断できる一方を、括弧で囲んで注記する。
- 3 湖沼及び海において、同一水面に異なる名称がある場合は、通称と判断できる一方を括弧で囲んで注記する。

(表示記号の様式)

第19条 河川、湖沼及び海の記号並びに航路記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)	
	河川・湖沼	1. 河川は、一級河川及び二級河川又は地域の状況を表現するために必要な河川で常時流水があるものについて、1条河川及び2条河川に区分する。 2. 湖沼は、概ね短径図上 0.2mm以上を表示する。 3. 河川名及び湖沼名は、地域の状況に応じて表示する。			
4	1条河川		0.1	190,210,255	2条河川の表示が困難な河川に適用する。
5	2条河川・湖沼		0.1	190,210,255	1. 川幅が1m以上の河川に適用する。ただし、川幅が5m未満の河川において、表示が困難な場合は、1条河川を適用することができる。さらに、水田地帯等において河川が密集し1条河川でも表示が困難な場合は、河川を省略することができる。 2. 平水時の水面の範囲を表示する。

番号	名称	様式			適用		
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)			
6	地下の水路	<p>1条河川</p>  <p>2条河川</p> 	0.1	190,210,255	河川中心線を破線で表示する。		
7	枯れ川	<p>流路及びその周囲には、砂れき地を表示する。なお、砂れき地記号については、砂れき地項目を参照。</p> <p>1条河川</p>  <p>2条河川</p> 			0.1	190,210,255	河川中心線を破線で表示する。
8	海					190,210,255	満潮時の水面の範囲を表示する。ただし、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要な大規模な栈橋等がある場合は、表示しない。
9	航路				0.08	255,0,0	<ol style="list-style-type: none"> 河川、湖沼及び海における航路は、定期的に運行されている内国航路のうち、主要なものについて表示する。ただし、観光地等における単なる遊覧のための航路は除く。 航路の記号は、船舶の運航する概略の経路に従って、発着又は寄港する港湾の間を実線で結ぶものとする。

第3節 道路

(道路)

第20条 「道路」とは、人、自動車等のために設けた通路をいい、道路に付属するトンネルを含む。

2 「高速道路」とは、高速道路番号が付与された道路及び都市高速道路をいう。

3 「国道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第5条に規定する一般国道をいう。

4 「都道府県道」とは、道路法第7条に規定する道路をいう。

5 「その他の道路」とは、高速道路、国道及び都道府県道以外の道路をいう。

6 「有料の部分」とは、道路のうち車両に対して通行料を徴収する部分をいい、「無料の部分」とは、道路のうち車両に対して通行料を徴収しない部分をいう。

(道路の区分)

第21条 道路は、次の各号により区分して表示する。

- 一 高速道路、国道、都道府県道及びその他の道路
- 二 有料の部分の道路と無料の部分の道路
- 三 トンネル（道路）

(表示の原則)

第22条 道路の記号は、道路中心線の位置に表示する。また、幅員及びトンネルは、状態及び機能に応じた属性から適切な記号を表示する。

2 記号幅以下の間隔で複数の道路が近接している場合は、道路の一部を重ねて表示することができる。

3 記号幅以下の間隔で複数の道路と鉄道が近接している場合は、道路の一部を鉄道記号と重ねて表示することができる。

(国道番号及び都市高速道路番号)

第23条 「国道番号」とは、一般国道の路線番号をいい、「都市高速道路番号」とは、都市高速道路の路線番号をいう。

2 国道番号及び都市高速道路番号は、図上における当該道路の両端点、分岐点等を考慮し、その経路を判読できるよう道路上に表示する。

(注記の原則)

第24条 道路及び附属する施設等は、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため名称を注記することが困難な場合は、これを省略することができる。

2 インターチェンジ等の名称は、次の例に準じて略称をもって注記する。

○○インターチェンジ ○○I C

△△ジャンクション △△J C T











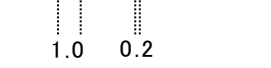
□□サービスエリア □□S A





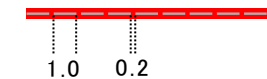
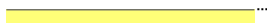
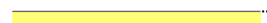
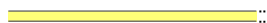

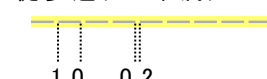



××パーキングエリア ××P A


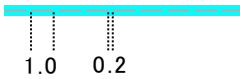




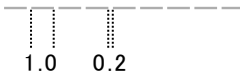



◇◇スマートインターチェンジ ◇◇S I C


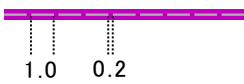








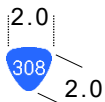
(表示記号の様式)

第25条 道路の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用	
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)		
	高速道路	1. 高速道路は、無料の部分及び有料の部分に区分する。 2. 高速道路は、道路中心線を中心に、記号幅員に応じて平行線を表示する。 3. 高速道路には、略称で名称を注記する。ただし、都市高速道路には、名称を注記せず、都市高速道路番号を表示する。				
10	無料の部分	19.5m以上(4車線以上)  0.75	0.08	100,100,100	記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。	
		5.5m~19.5m(2車線)  0.6	0.08			90,215,0
		3m~5.5m(1車線)  0.45	0.08			
11	有料の部分	19.5m以上(4車線以上)  0.75	0.08	100,100,100	記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。	
		5.5m~19.5m(2車線)  0.6	0.08	100,195,115		
		3m~5.5m(1車線)  0.45	0.08			
	国道	1. 国道は、無料の部分及び有料の部分に区分する。 2. 1車線以上の道路は、道路中心線を中心に、記号幅員に応じて平行線を表示する。 3. 軽車道・徒歩道は、道路中心線を中心に、記号幅員に応じて実線又は破線を表示する。				
12	無料の部分	19.5m以上(4車線以上)  0.75	0.08	100,100,100	1. 記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。 2. 軽車道・徒歩道は、 図上幅0.45mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。	
		5.5m~19.5m(2車線)  0.6	0.08			235,130,120
		3m~5.5m(1車線)  0.45	0.08			
		軽車道(3m未満)  0.45	0.15	173,173,173		
		徒歩道(1m未満)  0.45 1.0 0.2	0.15	235,130,120		

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)	
13	有料の部分	19.5m以上(4車線以上)  0.75 5.5m~19.5m(2車線)  0.6 3m~5.5m(1車線)  0.45 軽車道(3m未満)  0.45 徒歩道(1m未満)  1.0 0.2	0.08 0.08 0.08 0.15 0.15	100,100,100 255,0,0 173,173,173 235,130,120	1. 有料の部分は、原則としてその略称を注記する。 2. 記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。 3. 軽車道・徒歩道は、図上幅0.45mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。
	都道府県道	1. 都道府県道は、無料の部分及び有料の部分に区分する。 2. 1車線以上の道路は、道路中心線を中心に、記号幅員に応じて平行線を表示する。 3. 軽車道・徒歩道は、道路中心線を中心に、記号幅員に応じて実線又は破線を表示する。			
14	無料の部分	19.5m以上(4車線以上)  0.75 5.5m~19.5m(2車線)  0.6 3m~5.5m(1車線)  0.45 軽車道(3m未満)  0.45 徒歩道(1m未満)  1.0 0.2	0.08 0.08 0.08 0.15 0.15	100,100,100 255,255,0 173,173,173 235,130,120	1. 記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。 2. 軽車道・徒歩道は、図上幅0.45mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。
15	有料の部分	19.5m以上(4車線以上)  0.75 5.5m~19.5m(2車線)  0.6 3m~5.5m(1車線)  0.45	0.08 0.08 0.08	100,100,100 0,255,255	1. 有料の部分は、原則としてその略称を注記する。 2. 記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。 3. 軽車道・徒歩道は、図上幅0.45mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)	
		軽車道(3m未満)  徒歩道(1m未満) 	0.15 0.15	173,173,173 0,255,255	
	その他の道路	1. その他の道路は、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものを表示する。 2. その他の道路は、無料の部分及び有料の部分に区分する。 3. 1車線以上の道路は、道路中心線を中心に、記号幅員に応じて平行線を表示する。 4. 軽車道・徒歩道は、道路中心線を中心に、記号幅員に応じて実線又は破線を表示する。			
16	無料の部分	19.5m以上(4車線以上)  5.5m~19.5m(2車線)  3m~5.5m(1車線)  軽車道(3m未満)  徒歩道(1m未満) 	0.3 0.225 0.15 0.15 0.15	173,173,173	1. 記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。 2. 軽車道・徒歩道は、図上幅0.45mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。
17	有料の部分	19.5m以上(4車線以上)  5.5m~19.5m(2車線)  3m~5.5m(1車線) 	0.08 0.08 0.08	100,100,100 190,0,190	1. 有料の部分は、原則としてその略称を注記する。 2. 記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。 3. 軽車道・徒歩道は、図上幅0.45mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)	
		軽車道(3m未満)  徒歩道(1m未満) 	0.15 0.15	173,173,173 190,0,190	
18	トンネル(道路)	高速道路 無料の部分  有料の部分  国道 無料の部分  有料の部分  都道府県道 無料の部分  有料の部分  その他の道路 無料の部分  有料の部分 	道路内側の塗幅を準用	道路面の色を準用 アルファ値(透過度)は以下の数値とする 140 140 190 190 190 190 140 190	<ol style="list-style-type: none"> 「トンネル」とは、地下の経路をいう。 複数の道路が近接して、それぞれがトンネルとなる場合も、全て表示する。 トンネルの名称は、主要なものを地域の状況に応じて注記する。 トンネル内部は、所定の色で塗り潰して表示する。
19	国道番号			白抜き数字 254,254,254 面の色 38,104,255	<ol style="list-style-type: none"> 国道の路線番号を注記する。 複数の国道が重複する区間は、数字の小さい国道の路線番号を表示する。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)	
20	都市高速道路番号			白抜き英数字 254,254,254 面の色 64,128,0	都市高速道路の路線番号を表示する。

第4節 鉄道

(鉄道)

- 第26条 「鉄道」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業等の鉄道線路又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道をいい、駅、トンネル等の当該鉄道線路又は軌道に付属する施設を含む。
- 2 「普通鉄道」とは、鉄道事業法第2条第1項の鉄道事業において敷設又は使用する鉄道線路をいう。
- 3 「路面の鉄道」とは、軌道法による軌道で、道路に敷設されたものをいう。
- 4 「特殊鉄道」とは、鉄道事業法第2条第6項の専用鉄道で、貨物の運送等のために専用に敷設された鉄道線路をいう。
- 5 「索道（リフト等）」とは、鉄道事業法第2条第5項の索道事業において使用する索道で、リフト、ロープウェイ、ベルトコンベヤーその他これに類するものをいう。

(鉄道の区分)

- 第27条 鉄道は、普通鉄道、路面の鉄道・特殊鉄道、索道（リフト等）、運行休止の鉄道、駅及びトンネル（鉄道）に区分する。

(表示の原則)


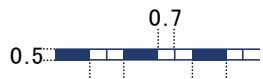
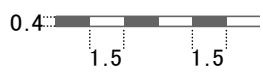
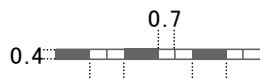


- 第28条 鉄道の記号は、単線の場合は軌道の中心に、複数の軌道を有し平行した軌道の場合は複数の軌道の間付近に、1本の記号で表示する。なお、側線は表示しないものとする。


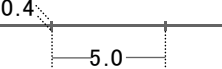

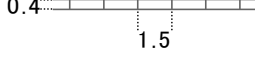


(注記の原則)











- 第29条 特殊鉄道及び索道（リフト等）を除く鉄道には、原則として、名称を注記する。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため名称を注記することが困難な場合は、これを省略することができる。

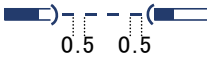
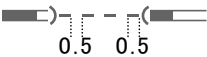
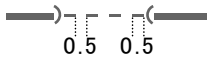
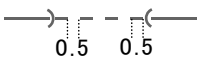
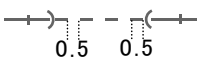
(表示記号の様式)

第30条 鉄道の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用										
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)											
	普通鉄道	1. JR線は、個々の路線名を注記する。ただし、新幹線は「○○新幹線」と注記し、新幹線が乗り入れる在来線については、在来線の名称の後ろに新幹線の名称を括弧書きする。 2. JR線以外は、鉄道名及び路線名の略称を以下の例に準じて注記する。ただし、鉄道名と路線名を両方注記できる場所がない場合は、「○○線」のように鉄道名を省略して注記する。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>公称</th> <th>略称(注記)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西武鉄道</td> <td>西武</td> </tr> <tr> <td>東京急行電鉄</td> <td>東急</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道</td> <td>東武</td> </tr> <tr> <td>近畿日本鉄道</td> <td>近鉄</td> </tr> </tbody> </table>		公称	略称(注記)	西武鉄道	西武	東京急行電鉄	東急	東武鉄道	東武	近畿日本鉄道	近鉄		
公称	略称(注記)														
西武鉄道	西武														
東京急行電鉄	東急														
東武鉄道	東武														
近畿日本鉄道	近鉄														
		3. 専ら貨物の運送を行う路線については、必要に応じて「貨物線」と注記することができる。 4. 普通鉄道で、JR線とJR線以外とが線路を共有して運行されている区間は、JR線の記号で表示する。 5. 地下鉄は、表示を省略する。													
21	新幹線	単線  複線以上 	0.1	35,59,108 背景 254,254,254	背景色の線幅0.5mmの実線上に、図上幅0.5mm、線幅0.1mmの平行線を表示し、線幅0.5mmの破線を重ねて表示する。										
22	JR線	単線  複線以上 	0.1	100,100,100 背景 254,254,254	背景色の線幅0.4mmの実線上に、図上幅0.4mm、線幅0.1mmの平行線を表示し、線幅0.4mmの破線を重ねて表示する。										
23	JR線以外	単線  複線以上 	0.2 0.3	100,100,100											

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
24	路面の鉄道・ 特殊鉄道		0.1	100,100,100	1. 単線又は複線を区別しない。 2. 特に必要な場合に名称又は用途を注記する。
25	索道(リフト等)		0.1	100,100,100	恒久的で主要なものを表示する。
	運行休止中の 鉄道	1. 運行休止中の鉄道とは一時的に運行を休止している普通鉄道をいう。 2. 運行休止中の鉄道の路線名及び駅名は、注記しない。			
26	新幹線		0.1	35,59,108 254,254,254	図上幅 0.5mm の平行線を表示し、1.5mm 間隔で短線を表示する。
27	JR 線		0.1	100,100,100 背景 254,254,254	図上幅 0.4mm の平行線を表示し、1.5mm 間隔で短線を表示する。
28	JR 線以外	単線  複線以上 	0.2 0.3	100,100,100	JR 線以外の普通鉄道記号を準用する。ただし、鉄道位置の実線は、破線とする。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
29	駅	<p>新幹線 地上  0.6</p> <p>地下  0.6</p> <p>JR線 地上  0.5</p> <p>地下  0.5</p> <p>JR線以外 地上  0.4</p> <p>地下  0.4</p> <p>特殊鉄道 地上  0.2</p> <p>地下  0.2</p> <p>索道(リフト等) 地上  0.2</p> <p>地下  0.2</p>		<p>地上駅 50,50,50</p> <p>地下駅 200,160,60</p>	<ol style="list-style-type: none"> 「駅」とは、旅客駅をいい、期間を限って開設される臨時駅を含む。ただし、路面の鉄道の駅は除く。 表示した駅の名称は、原則として全て注記する。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため名称を注記することが困難な場合は、主要な駅のほかに、これを省略することができる。 駅の名称は、正式名称に「駅」を付して表示する。正式名称の全部又は一部にカタカナ又はアルファベットが含まれる場合は、それらを用いることができる。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
30	トンネル(鉄道)	新幹線 	0.1	35,59,108	1. 「トンネル」とは、地下の経路をいう。 2. トンネル内の経路は、線幅 0.1mm の破線で表示する。 3. 建設中及び短小なトンネルは、経路を表示しない。 4. トンネルの出入り口には、坑口記号を表示する。ただし、短小なトンネルの連続等で坑口表示をすると錯雑する場合は、これを省略することができる。 5. 複数の路線が近接して、それぞれがトンネルとなる場合は、それらをまとめて坑口記号を表示することができる。 6. トンネルの名称は、主要なものについて注記する。
		JR線 		100,100,100	
		JR線以外 		100,100,100	
		特殊鉄道 		100,100,100	
		索道(リフト等) 		100,100,100	

第5節 建物等

(建物)

第31条 「建物」とは、居住その他の目的で構築された建築物をいう。

(建物記号及び表示の原則)

第32条 「建物記号」とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。

- 2 主要な公共施設については、その建物付近に建物記号を表示し、又は施設の名称を注記する。
- 3 都市部、合同ビル内等において建物記号の表示を適切に行うことができない場合は、建物記号を省略することができる。また、同一の建物内に建物記号の異なる複数の機関が同居している場合は、それらの機関のうち主要なものを選択し、当該機関の建物記号を表示する。


(注記の原則)

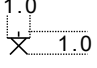
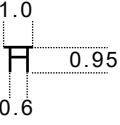
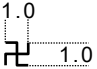
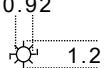

第33条 建物は、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。

- 2 建物に名称を注記した場合は、建物記号は表示しない。

(表示記号の様式)

第34条 建物等の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
31	建物			255,180,140	建物は、建物の屋根の範囲を表示する。
32	建物記号 都道府県庁		0.12	0,0,0	都道府県庁を表示する。ただし、出先機関を除く。
33	北海道総合振興局・振興局		0.09	0,0,0	北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例(平成20年条例第78号)及び北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の北海道総合振興局及び振興局を表示する。ただし、出先機関を除く。
34	市役所 特別区の区役所		0.12 0.10	0,0,0	市役所、東京都の区役所を表示する。ただし、支所、出張所、分館等を除く。
35	町村役場 政令指定都市の区役所		0.1	0,0,0	町村役場、政令指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区役所を表示する。ただし、支所、出張所、分館等を除く。
36	警察署		0.1	0,0,0	警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項に規定する警視庁及び道府県警察本部並びに同法第53条第1項に規定する警察署を表示する。
37	郵便局		0.08 0.1	0,0,0	日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項に規定する郵便局のうち主要なものを表示する。

番号	名称		様式			適用
			記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
38	建物記号	学校		0.1	0,0,0	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、高等学校、中等教育学校、大学(短期大学等を含む。)、高等専門学校について、分校及び休校中の学校を含めて表示する。
39		神社		0.1	0,0,0	神社は、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて表示する。ただし、国宝として指定された建造物を有するものについては、その名称を注記することができる。
40		寺院		0.1	0,0,0	寺院は、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて表示する。ただし、国宝として指定された建造物を有するものについては、その名称を注記することができる。
41		発電所		0.08	0,0,0	水力発電所は、常時出力500kW以上、火力発電所及び原子力発電所は最高出力1000kW以上のものについて主要なものを表示する。ただし、自家発電所は、省略することができる。
42		工場		0.08	0,0,0	工場は、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、敷地面積が概ね図上1.25mm×1.25mm以上のものを表示する。

第6節 構造物

(構造物)

第35条 「構造物」とは、道路、鉄道及び建物以外の人工の構造物をいう。

(表示の原則)

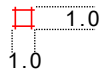

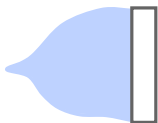
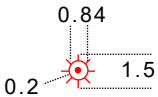
第36条 構造物が多数近接している場合は、適宜、これを省略し、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものを表示する。

(注記の原則)

第37条 構造物は、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。

(表示記号の様式)

第38条 構造物の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
43	油井・ガス井		0.08	255,0,0	1. 油井・ガス井は、現在採取中のもので、目標となる施設を有するものを表示する。 2. 記号の重心を真位置に表示する。
44	タンク			255,128,0	水、油、ガス、飼料等を貯蔵するため地上に設置された構造物で、主要なものを表示する。
45	ダム		0.2	躯体外周線 128,128,128 面の色 255,255,255	洪水の調整、各種用水の貯水、土砂災害防止、発電等を目的として設置された構造物のうち、主要なものを表示する。
46	灯台		0.08	255,0,0	1. 航路標識法(昭和24年法律第99号)第1条第2項に規定する航路標識のうち、国が設置及び管理している灯台について光達距離15海里以上のものを表示する。 2. 記号の重心を真位置に表示する。

第7節 植生

(植生)

第39条 「植生」とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいう。

2 植生は、植生を示す記号で表示する。

3 植生の記号は、概ね図上5mm×5mm以上の広さのものを表示する。

(植生の区分)

第40条 植生は、耕地及び未耕地に区分する。


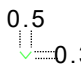


2 「耕地」とは、耕作して農作物を作る土地をいう。

3 「未耕地」とは、耕地以外の植物が生育している土地をいい、その植生の記号は、平坦な地域に存在するものを表示する。ただし、山頂、尾根及び谷底には、努めてこれを表示しない。

4 複数の植生が混交している場合は、主な植生の記号を表示する。

(表示記号の様式)

第41条 植生の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称		様式			適用
			記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)	
47	耕地	田		0.08	0,0,255	田は、水稻、蓮、い草、わさび、せり等を栽培している土地に適用し、季節により畑作物を栽培する土地を含む。
48		畑		0.08	99,255,99	畑は、茶畑、果樹園、陸稲、芝、牧草等を栽培している土地を含む。
49	未耕地	広葉樹林		0.08	255,128,0	ケヤキ、サクラ、ブナ等の広葉樹の領域に適用する。
50		針葉樹林		0.08	255,128,0	マツ、スギ、ヒノキ等の針葉樹の領域に適用する。

第 8 節 特定地区

(特定地区)

第 4 2 条 「特定地区」とは、他の地区と特に区別する必要のある地区をいう。


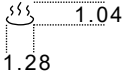
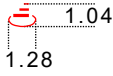

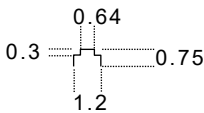
(表示の原則)

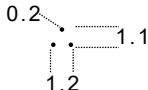
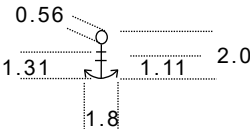
第 4 3 条 特定地区は、区域界（以下「特定地区界」という。）又は第 4 4 条の表に定める記号の位置により示す。

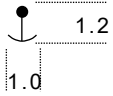
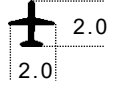
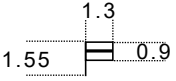
2 特定地区には、第 4 4 条の表に定める記号を表示する。著名なものについては、記号に添えて固有名を注記することができる。

(表示記号の様式)

第44条 特定地区の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
51	特定地区界		0.1	128,128,128	空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港のうち、公共用ヘリポートを除いたもの及び共用空港の滑走路等の領域を表示する。
52	温泉・鉱泉		0.08	0,0,0	1. 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第2項に規定する温泉のうち、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものを表示する。 2. 記号は、泉源位置に取得する。ただし、泉源と浴場が散在する場合は、それぞれの該当位置又は主要部に表示することができる。
53	噴火口・噴気口		0.2 0.15 0.08	255,0,0	噴火口・噴気口は、現に噴火・噴気しているもの、又は数年の休止期において噴火・噴気が予測されるものについて、当該位置を表示する。
54	採鉱地		0.2 0.08	0,0,0	1. 採鉱地は、主要又は好目標となるものについて表示する。 2. 採鉱地中央又は主要な位置に表示する。
55	城跡		0.08	0,0,0	城跡は、石垣、櫓、天守閣(復元したものを含む。)等が現存しているものについて表示する。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
56	史跡・名勝・天然記念物			0,0,0	<ol style="list-style-type: none"> 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項により指定された史跡、名勝及び天然記念物について、指定区域の中央又は対象物の位置に表示する。ただし、指定区域が散在する場合は、それぞれの該当位置又は主要部に表示する。 史跡・名勝・天然記念物は、記号に添えて名称を注記する。 他の取得項目が密集して存在し表示することが困難な場合は、表示を省略することができる。
57	港湾		0.08	0,0,0	<ol style="list-style-type: none"> 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾について、港域のほぼ中央位置に表示する。 主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては、記号に添えて名称を注記する。 東京港、川崎港及び横浜港で構成される京浜港のように複数の港から構成されている場合は、それぞれの構成港についても名称を注記する。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
58	漁港		0.08	0,0,0	<p>1. 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港について、港域のほぼ中央位置に表示する。ただし、第一種漁港は除く。</p> <p>2. 主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては、記号に添えて名称を注記する。</p>
59	空港			0,0,0	<p>空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港のうち公共用ヘリポートを除いたもの及び共用空港について表示する。</p>
60	自衛隊		0.27 0.1	0,0,0	<p>1. 自衛隊は、主要なものについて表示する。ただし、防衛本省又は防衛大学校等の本省直属機関は、省略する。</p> <p>2. 名称を注記した場合は、記号を省略する。</p>

第9節 陸部の地形

(陸部の地形)

第45条 陸部の地形は、等高線その他の記号により表示する。ただし、地形の細部については、適宜、総合又は修飾して表示することができる。

(等高線及び表示の原則)

第46条 「等高線」とは、標高の等しい点を結んだ曲線をいう。

2 等高線は、基図（地図情報レベル25000以下の電子国土基本図（地図情報））における山地・谷の発達の度合、火山地形、海岸地形、水系、谷密度等の特徴を十分に把握し、土地の細かい凹凸については、縮尺に応じて総合又は修飾して表示する。

3 等高線は、水部には表示しない。

(注記の原則)





第47条 等高線の数値は、次に定めるところにより注記する。

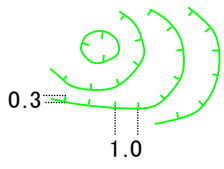
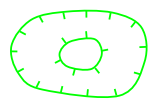

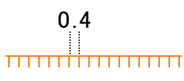
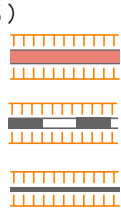
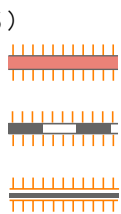

一 数値は、主として次条の表に掲げる計曲線、補助曲線及び凹地を示す等高線に注記する。ただし、平地において等高線間隔が広い場合は、主曲線に注記することができる。

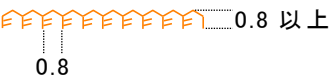

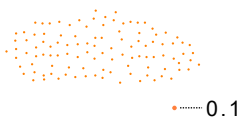
二 数値は、地形の表現が妨げられない位置に注記する。

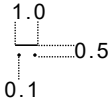


(表示記号の様式)

第48条 陸部の地形の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称		様式			適用
			記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
61	等高線	主曲線	(主曲線) 	0.08	0,255,0	<ol style="list-style-type: none"> 「主曲線」とは、平均海面から起算して100mごとの等高線をいう。 「計曲線」とは、平均海面から起算して500mごとの等高線をいう。 急傾斜地において、等高線を表示することが困難な場合は、これを省略することができる。
62			(計曲線) 	0.15		
63			(等高線数値) 		0,255,0	
64		補助曲線		0.08	0,255,0	<ol style="list-style-type: none"> 「補助曲線」とは、緩傾斜地又は複雑な地形を示す地域等で補助として表示する等高線をいい、主曲線だけでは、その特徴を表現することが不十分な部分に適用する。 補助曲線は、主曲線の間隔の1/2を表示する。ただし、特に必要な場合は、適宜の高低差の等高線を補助曲線に準じて表示することができる。 補助曲線には、等高線数値を表示する。ただし、50mごとの等高線の数値は、適宜省略することができる。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
65	凹地	(大)  (凹地内の突起部) 	0.08 (短線の部分)	0,255,0	1. 等高線を表示し、内側に短線を表示する。 2. 凹地内の突起部は、突起を示す最も低い等高線から短線を外方に向けて表示する。
		(小) 	0.2 (矢印)	128,128,128	1. 等高線による表示が困難で、かつ、地形を表現するために必要なものに適用する。 2. 高い方から最低部の方向に矢印を表示する。
66	崖 土崖	 (切取部)  (盛土部) 	0.1	255,128,0	1. 「土崖」とは、土砂の崩壊等によってできた急斜面、盛土部及び切土部の人工的に作られた急斜面並びに堤防等線上に土砂を盛った地形をいい、地形を表現するために必要なものに適用する。 2. 原則として長さが図上 2.5mm 以上のものを表示する。 3. 道路及び鉄道の盛土部に、長線を表示しないことができる。 4. 幅は、正射影で表示する。 5. 記号内の等高線は、表示しない。
67	段丘崖		0.1	0,255,0	1. 台地面又は段丘面に接している斜面を段丘崖として表示する。 2. 原則として長さが図上 2.5mm 以上のものを表示する。 3. 記号内の等高線は、表示しない。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
68	雨裂		0.2	255,128,0	<ol style="list-style-type: none"> 「雨裂（うれつ）」とは、雨水の流れによって地表面にできる谷状の地形をいう。 長さが概ね 25m 以上の雨裂が多数散在し、地形表現上特に必要な場合に現況に応じて表示する。
69	岩崖		0.1	255,128,0	<ol style="list-style-type: none"> 「岩崖」とは、岩でできた急斜面をいい、原則として長さが図上 2.5mm 以上のものを表示する。 岩崖は、急斜面の正射影を記号の形状として表示する。傾斜を示す短線は、最大傾斜方向に表示する。 記号内の等高線は、表示しない。
70	岩	<p>(大)</p>  <p>(小)</p> 	0.1	255,128,0	<ol style="list-style-type: none"> 「岩」とは、一部を地表に露出する岩石又は地上に散在する岩石をいい、大きさが図上 1.5mm×1.5mm 以上のものを表示する。 大きさが図上 1.5mm×1.5mm 未満のもので現況を表現する上で必要なものは(小)記号として表示する。 記号内の等高線は、表示しない。
71	砂れき地			255,128,0	<p>砂又はれきで覆われている地域において、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものを表示する。</p>

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
72	滝		0.1	128,128,128	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として高さが5m以上で、常時流水があるもののうち、著名なものを表示する。 2. 水流に対しておおむね垂直に1mmの直線、その下流側に径0.1mmの円点2個を表示する。
73	湿地		0.08	0,0,255	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に水を含み、土地が軟弱で湿地性の植生が生育している土地について、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものを表示する。 2. 不規則に断続する水平線を概ね0.4mm間隔で表示する。
74	陰影			緑系で段階的に表現	

第 10 節 水部の地形

(水部の地形)

- 第 49 条 「水部の地形」とは、湖底における起伏の状態並びに浅海域の干潟及び隠頭岩をいう。
- 2 湖底における起伏の状態は、等深線により地形の状況が分かるように表示する。ただし、細部については、適宜、総合又は修飾して表示することができる。
- 3 「干潟」とは、干潮時には水面上に出て、満潮時には水面下に没する砂、泥等からなる平坦な地域をいう。
- 4 「隠頭岩」とは、干潮時には水面上に出て、満潮時には水面下に没する岩をいう。

(等深線及び表示の原則)



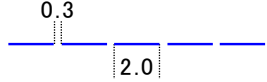
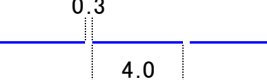
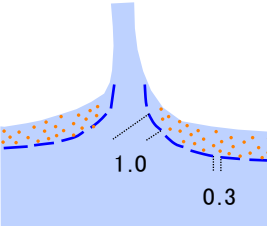

- 第 50 条 「等深線」とは、水深の等しい点を結んだ曲線をいう。

(注記の原則)

- 第 51 条 等深線の数値は、地形の表現が妨げられない位置に注記する。

(表示記号の様式)

第52条 水部の地形の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用	
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R,G,B)		
75	等深線	主曲線		0.08	0,0,255	「主曲線」とは、水面標高から起算して、水深100m、200m、400mの等深線をいう。
76		(等深線数値)			0,0,255	1. 等深線数値は、等深線を間断して表示する。 2. 等深線数値は、第70条の規定に基づき表示する。
77		補助曲線	(水深20m)  (水深60m) 	0.08	0,0,255	1. 「補助曲線」とは、緩傾斜地又は複雑な地形を示す地域等で補助として表示する等深線をいい、主曲線だけでは、その特徴を表現することが不十分な部分に適用する。 2. 補助曲線は、水深20m及び60mの等深線を表示する。
78	干潟界		0.1	0,0,255	1. 「干潟界」とは、干潟と海を区画する水際の境をいう。 2. 干潟の広さが概ね図上5mm×5mm以上のものを表示する。 3. 干潟の領域は、砂れき地の表示を準用する。 4. 河川が干潟に流れ込む場合は、その流路を努めて表示する。	
79	隠頭岩		0.1	255,128,0	大きさが概ね図上1.5mm×1.5mm以上で、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものを表示する。	

第 1 1 節 境界

(境界)

第 5 3 条 「境界」とは、行政界及び所属界のことをいう。

2 「行政界」とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道総合振興局・振興局界及び市区町村界に区分する。

3 「所属界」とは、海域又は行政界未定の湖沼内において、島等の所属を示す境をいう。

(表示記号の様式)

第 5 4 条 境界の記号の様式は、次の表に掲げるところによる。

番号	名称	様式			適用
		記号(mm)	線幅(mm)	色(R, G, B)	
	行政界	1. 行政界は、原則として真位置を表示する。 2. 関係市区町村間で確定していない行政界及び海部の行政界は表示しない。			
80	都府県界及び北海道総合振興局・振興局界		0.25	128,128,128	北海道総合振興局・振興局界は、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」(平成 20 年条例第 78 号)及び「北海道行政組織規則」(昭和 41 年北海道規則第 21 号)における所管区域による界。
81	市区町村界		0.2	128,128,128	都府県界及び北海道総合振興局・振興局界と重複する場合は、表示しない。
82	国の所属界		0.3	128,128,128	「国の所属界」とは、国外の陸域が表示された図葉において、国内と国外又は帰属未定地域との中間に表示した境界をいう。
83	市区町村の所属界		0.2	128,128,128	「市区町村の所属界」とは、海域又は行政界未定の湖沼内において、島等の所属を示す境界線をいい、必要な箇所に表示する。

第 1 2 節 自然地名、行政名、居住地名

（自然地名）

第 5 5 条 「自然地名」とは、山、海、島等の名称をいう。

2 山の名称は、主要なものについて、その頂上部に対して注記する。

3 谷、沢の名称は、主要なものについて、注記する。ただし、河川が表示される場合は、第 2 節の規定を適用する。

4 島の名称は、微細な小島等が多数存在しこれらの名称を個々に表示することが困難である場合を除き、注記する。

5 島の名称と島における唯一の居住地の名称とが同一である場合は、当該居住地の名称の注記を省略することができる。

6 山及び島の総称、山脈等の名称は、当該山及び島の総称、山脈等を構成する個々の山、島等の名称の最大字大より大きい字大を使用し、地域の中央に注記する。

7 瀬、淵、河原、州、岬、岩等の名称は、主要なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、注記する。

（行政名）

第 5 6 条 「行政名」とは、市、町、村、特別区及び政令指定都市の区の名称をいう。

2 行政名は、図郭内に表示された行政区画の中央付近に注記する。ただし、表示された行政区画が狭小で注記が困難な場合は、これを省略することができる。

3 島が所属する市区町村の名称を容易に識別することができない場合は、その島の付近に市区町村の名称を注記する。ただし、多数の島が点在する場合は、所属する市区町村の名称をそれらの島々の中央部付近に注記し、個々の島に対する注記は、省略する。

（居住地名）

第 5 7 条 「居住地名」とは、地方自治法に基づいて告示された市町村及び特別区の区域内の町若しくは字の区域の名称（以下「公称」という。）又は集落の名称（以下「通称」という。）をいい、取得されているデータの位置及び属性に応じて表示する。

第 1 3 節 注記

(注記)

第 5 8 条 「注記」とは、電子地形図 2 0 万における文字による表示をいい、地域、人工地物、自然地物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類並びに標高、等高線数値等において用いる。

(注記の表示)

第 5 9 条 注記は、記号等とともに、電子地形図 2 0 万の内容を補完し、かつ、読図を容易にするために、各節の規定に定める位置に的確に表示する。ただし、主要な表示事項を間断することにより読図を困難にする場合は、適宜、その位置を移動して表示する。

(使用する文字)

第 6 0 条 使用する文字の種類は、漢字、ひらがな、カタカナ、アラビア数字、ローマ字等とし、漢字は、支障のない限り、産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）に基づく日本産業規格 JISX-0221 に存在するものを使用する。

(文字色)

第 6 1 条 文字色は、第 7 0 条の表に規定する R G B 値により表示する。

(書体)

第 6 2 条 書体は、第 7 0 条の表に規定する書体により表示する。

(字形)

第 6 3 条 字形は、第 7 0 条の表に規定する字形により表示する。

(字大)

第 6 4 条 「字大」とは、文字を囲んだ四辺形の高さをいう。

(字隔)

第 6 5 条 「字隔」とは、一つの注記において隣接する文字と文字との間隔をいい、一つの注記の字隔は、全て等間隔とする。

(字列)

第 6 6 条 「字列」とは、一つの注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。

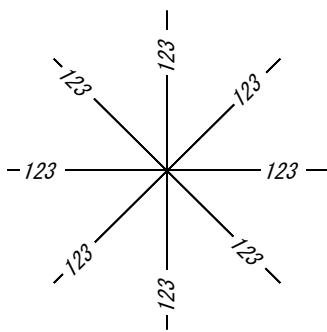
- 2 「水平字列」とは、文字を横書きにする配列をいい、字列を画像データの画素の並びに対して平行にし、左から右に向かって読むように表示する。
- 3 「垂直字列」とは、文字を縦書きにする配列をいい、字列を画像データの画素の並びに対して垂直に表示する。
- 4 「斜向字列」とは、線状対象物又は面状対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、対象物の傾きが緯線に対して45度未満の場合は横書きで、45度以上の場合は縦書きで表示する。
- 5 「斜向字列」は、次の各号に掲げるものに区分し、これらの意義及び取扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 直線字列 線状対象物に直線で沿った配列をいう。
 - 二 曲線字列 線状対象物に曲線で沿った配列をいう。
- 三 折線字列 第2項、第3項又は前一号、二号の字列により表示することが不適当な場合に、対象物の形状に沿わせてその内部に表示する配列をいい、各文字の下辺が、画像データの画素の並びに対して平行になるように表示する。

(ふりがな)

- 第67条 ふりがなは、読みが難解な注記に対して表示し、字大は3ptとする。
- 2 ふりがなは、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に、図上0.2mmの間隔を空けて表示する。

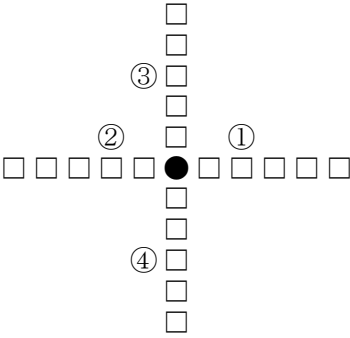
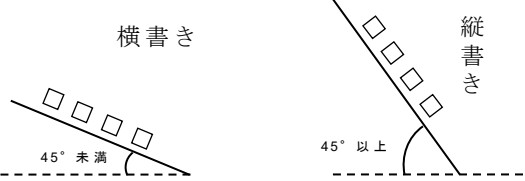
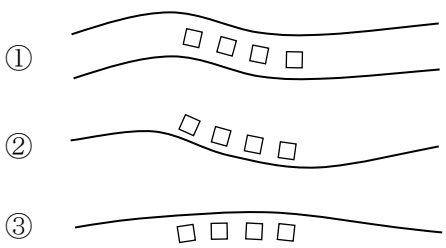
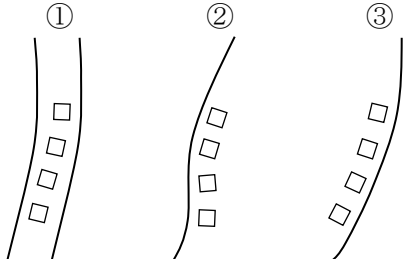
(アラビア数字)

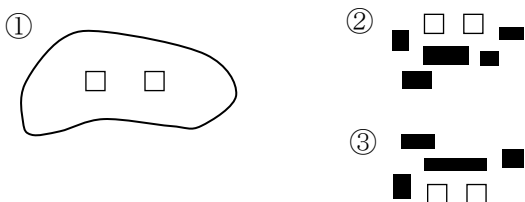
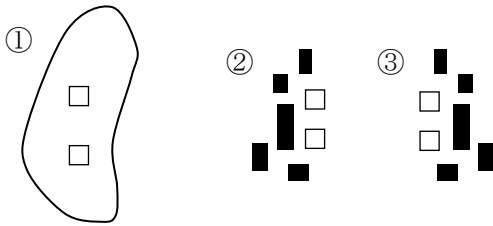
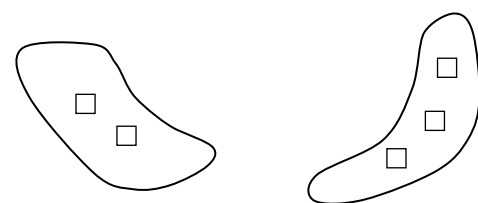
- 第68条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。



(注記の配置)

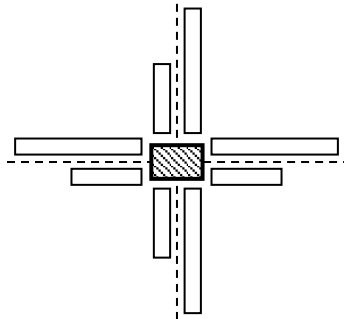
第69条 注記の配置は、次の表に掲げる図例による。

注記の区分	配 列	注記の位置及び注記の表示優先順位 ※①②等の数字は表示優先順位を示す。	備 考
小対象物	水平字列 垂直字列	 <p>基準点の標高は①又は②とする。(基準点の右側又は左側に水平字列により表示)</p>	対象物との間隔は、図上約0.2mmとする。
線状対象物	斜向字列 (直線字列)		対象物の外側に表示する場合は、対象物と注記との間隔は、字大の1/2を標準とする。
	(曲線字列)	<p>横書き</p>  <p>縦書き</p> 	

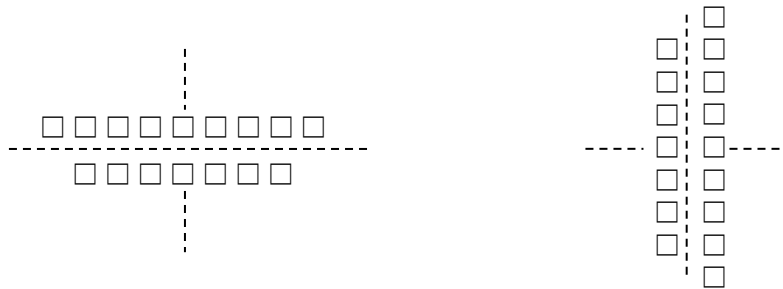
注記の区分	配 列	注記の位置及び注記の表示優先順位 ※①②等の数字は表示優先順位を示す。	備 考
面状対象物	水平字列		対象物の外側に表示する場合は、対象物と注記との間隔は、1字大を標準とする。
	垂直字列		
	斜向字列 (折線字列)		

2 字列を二列で表示する場合は、字列の間隔を字大の 1/2 とするほか、次の各号に定めるところによる。

一 小対象物の注記にあつては、次の図例のとおり、対象物側の文字をそろえ、二列の間の中心線を対象物の中央に一致させる。



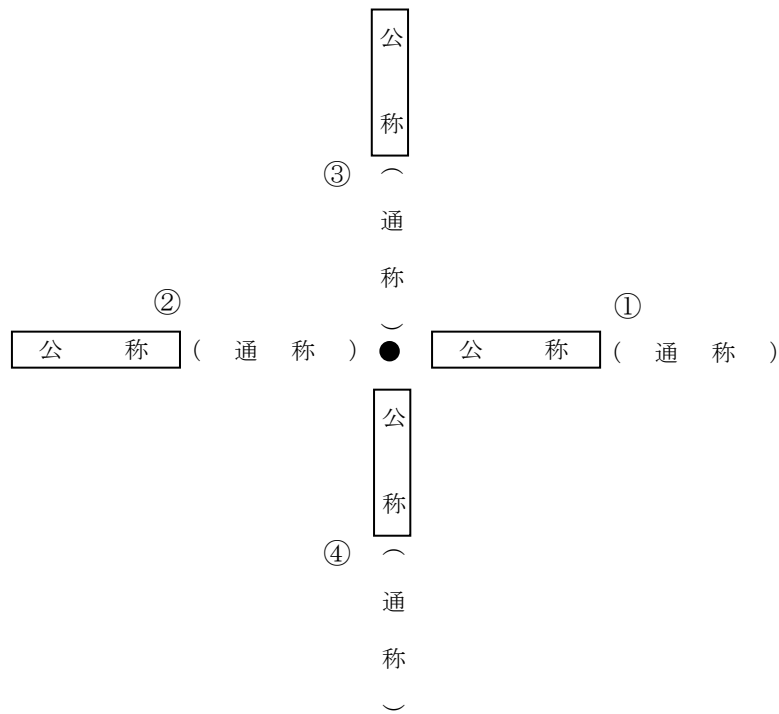
二 面状対象物の注記にあつては、次の図例のとおり、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。



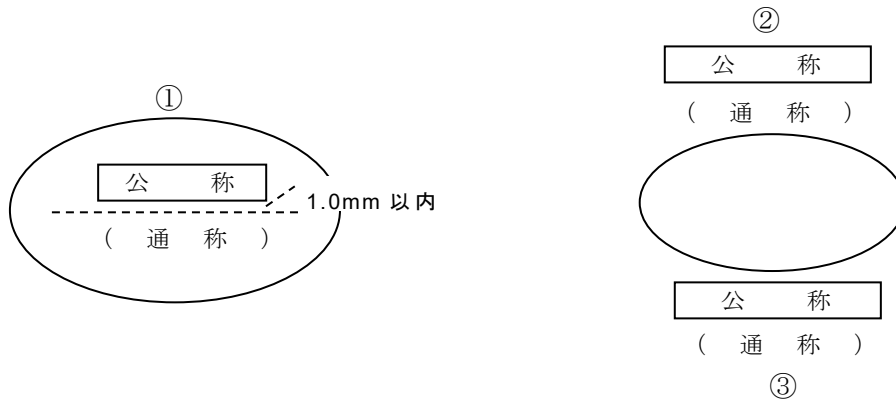
3 公称に通称を併記する場合は、次の図例のとおり表示する。ただし、小対象物及び線状対象物の注記において下側又は右側に列記する場合は、公称及び通称の間隔をそれぞれの字隔と等しくし、面状対象物の注記において通称の字列が公称より長くなる場合は、通称の字大及び字隔を小さくすることができる。

(①②③④は優先順位)

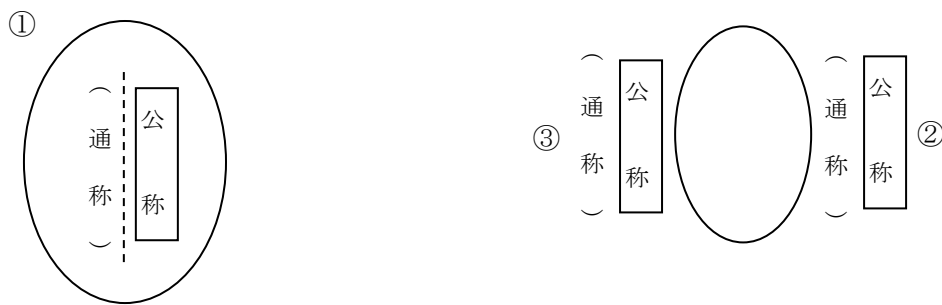
・小対象物



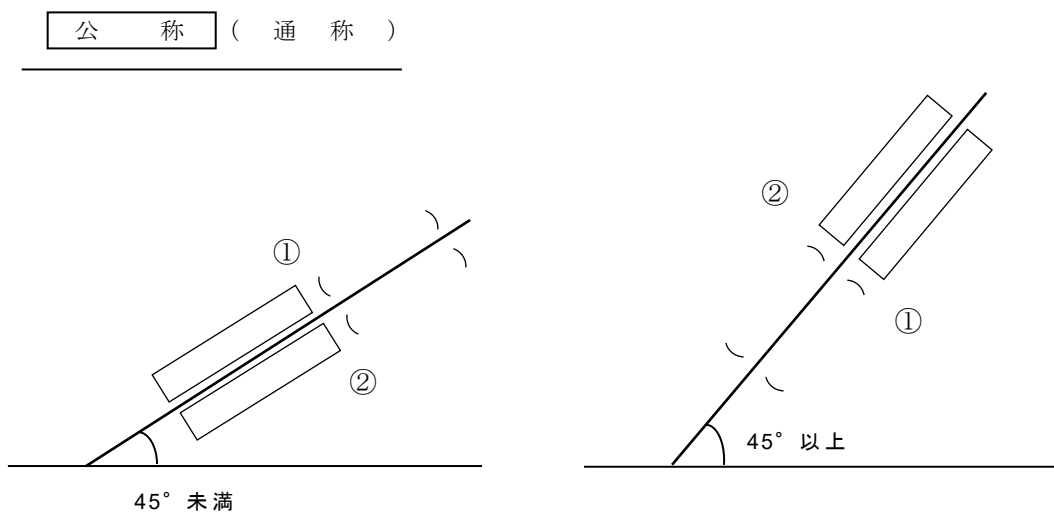
• 面状对象物
(水平字列)



(垂直字列)



• 線状对象物



(注記の適用)

第70条 注記の適用は、原則として、次の表に掲げるところによる。

注記				
分類	表示対象	分類コード	文字サイズ	書体・字形・文字色
行政名	市区町村	110	9pt	メイリオ、直立体 RGB:0,0,0
	飛び地	120	7pt	
居住地名	公称（町字名）	210	5pt	MS 明朝、直立体 RGB:0,0,0
	集落名称（通称）	220	5pt	
山	山の総称	311	6pt	MS ゴシック、傾斜体 RGB:0,0,0
		1311	9pt	
		2311	12pt	
	山、岳、峰等	312	5pt	
		1312	7pt	
		2312	10pt	
河川、湖沼	湖、沼、池、浦等	321	5pt	MS 明朝、傾斜体 RGB:0,0,0
		1321	7pt	
		2321	10pt	
	河川、用水等	322	5pt	
		1322	7pt	
		2322	10pt	
	沢、瀬、淵、瀨、谷、峡、雪溪、河原、州、滝、浜、崎、半島、尻、島等	323	5pt	
		1323	7pt	
		2323	10pt	

注記					
分類	表示対象	分類コード	文字サイズ	書体・字形・文字色	
陸域自然地名	山脈、山地	333	6pt	HG 丸ゴシック M-PRO、 傾斜体 RGB:0,0,0	
		1333	9pt		
		2333	12pt		
	平野、盆地	334	6pt	HG 丸ゴシック M-PRO、 直立体 RGB:0,0,0	
		1334	9pt		
		2334	12pt		
	高原、原、森、林、平、砂丘、湿原	331	5pt		
		1331	7pt		
		2331	10pt		
	岩、溶岩、崖、鍾乳洞、温泉、湧水、 噴泉、噴火口、峠、坂等	332	5pt		
		1332	7pt		
		2332	10pt		
海域・海岸地形	海、灘	344	10pt		MS 明朝、傾斜体 RGB:0,0,0
		1344	13pt		
		2344	15pt		
	湾、淵、浦、瀬、海峡、瀬戸等	345	5pt		
		1345	7pt		
		2345	10pt		
	半島	346	7pt	HG 丸ゴシック M-PRO、 直立体 RGB:0,0,0	
		1346	10pt		
		2346	14pt		
	海岸、浜、洲、干潟	347	5pt	MS 明朝、傾斜体 RGB:0,0,0	
		1347	7pt		
		2347	10pt		
	岬、鼻、崎、磯、敷等	343	5pt		
		1343	7pt		
		2343	10pt		

注記				
分類	表示対象	分類コード	文字サイズ	書体・字形・文字色
島	群島、列島、諸島、島の総称等	351	5pt	MS 明朝、傾斜体 RGB:0,0,0
		1351	7pt	
		2351	10pt	
	島	352	5pt	
		1352	7pt	
		2352	10pt	
	はえ、岩礁等	353	5pt	
		1353	7pt	
		2353	10pt	
交通施設(陸上)	道路名	411	5pt	MS ゴシック、直立体 RGB:0,0,0
	道路施設名 (道の駅等)	412	5pt	MS 明朝、直立体 RGB:0,0,0
	道路構造物 (橋、トンネル等)	413	5pt	
	鉄道路線名	421	5pt	MS ゴシック、直立体 RGB:0,0,0
	鉄道駅名	422	5pt	MS 明朝、直立体 RGB:0,0,0
	鉄道構造物 (橋、トンネル、操車場等)	423	5pt	
交通施設(水上)	港湾	431	5pt	MS ゴシック、直立体 RGB:0,0,0
		1431	7pt	
		2431	10pt	
	港湾施設 (フェリー発着所、埠頭等)	432	5pt	
交通施設(航空)	空港名	441	5pt	
構造物	構造物名称 (高塔、煙突等)	511	5pt	MS 明朝、直立体 RGB:0,0,0
	ダム	521	5pt	
	堰	522	5pt	
	河川、海岸施設 (水門、堤防)	523	5pt	

注記				
分類	表示対象	分類コード	文字サイズ	書体・字形・文字色
土地利用	土地利用名（演習場、演習林、遊園地等）	531	5pt	MS 明朝、直立体 RGB:0,0,0
		1531	7pt	
		2531	10pt	
	史跡・名勝・天然記念物	532	5pt	
	公園	534	5pt	
		1534	7pt	
2534		10pt		
建物	合同庁舎	611	5pt	
	国の機関 （合同庁舎、矯正施設、整備局及び自衛隊を除く）	612	5pt	
	矯正施設（刑務所、少年院等）	613	5pt	
	自衛隊・米軍	615	5pt	
	消防署	623	5pt	
	病院	641	5pt	
	保健所	642	5pt	
	外国公館	652	5pt	
	神社	661	5pt	
	寺院	662	5pt	
	商業施設	671	5pt	
	高層施設	672	5pt	
	文教施設	673	5pt	
	その他の主要・著名な建物	681	5pt	
その他	ふりがな	710	3pt	MS 明朝、直立体 RGB:0,0,0

記号の属性から表示させるもの			
分類	表示対象	文字 サイズ	書体・字形・文字色
基準点等	電子基準点、三角点、標高点	3pt	MS Pゴシック、直立体 RGB:0,0,0
	等高線数値	4pt	MS UI Gothic、傾斜体 RGB:0,255,0
	等深線数値	4pt	MS UI Gothic、傾斜体 RGB:0,0,255
道路・鉄道	国道番号	3pt	MS ゴシック、直立体 RGB:254,254,254
	都市高速道路番号	3pt	MS ゴシック、直立体 RGB:254,254,254
	道路施設名（IC、PA等）	4pt	MS ゴシック、直立体 RGB:0,90,60

附 則

この図式は、令和 2 年 9 月 1 5 日から施行する。

付録 整飾

1. 整飾の表示事項

整飾の表示事項は、次のとおりとする。

- ・ 図郭
- ・ 経緯度の数値
- ・ 電子地形図 20 万の名称及び図葉番号
- ・ 隣接図名
- ・ 索引図
- ・ 概要図
- ・ 記号凡例
- ・ 電子地形図 20 万の基準
- ・ 資料
- ・ 発行年月日
- ・ 発行者名
- ・ 画像データ調製年月
- ・ 縮尺及び縮尺目盛

2. 図郭

図郭は、図上幅 0.1mm の黒色線で表示する。なお、線の内側を図郭線の真位置とする。

3. 経緯度の数値

「経緯度の数値」とは、図郭四隅に表示する数値をいい、分の整数部分までの数値を注記する。

4. 電子地形図 20 万の名称及び図葉番号

電子地形図 20 万の名称は、図郭外上辺中央並びに図郭外上辺左隅及び図郭外右辺下隅に表示する。図郭外上辺左隅に表示する名称はひらがなとし、「電子地形図 20 万」の文字及び図葉番号をその上方に併記する。

5. 隣接図名

隣接図名は、図郭外各辺中央にそれぞれ表示する。

6. 索引図

図郭外右辺上隅において当該図葉の 100 万分 1 国際地図図郭における関係位置を示す索引図を表示する。表示は、次に定めるところによる。

- (1) 当該図葉の包含される 100 万分 1 国際地図 1 図葉を縦横 6 等分の格子状に分割し、右上隅から左下隅に向け縦に順次一連の番号をつける。ただし、海面のみの（発行図がない）区画については、数字を省略する。なお、100 万分 1 国際地図図葉線及び格子線の幅は 0.08mm とする。

- (2) 索引図内には国土の概形を表示し、当該図葉に相当する区画内は、茶色（透過）とする。
- (3) 索引図の上方中央に、国際地図の記号番号を表示する。

7. 概要図

索引図の下辺に当該図葉における行政区画等の概要図を表示する。概要図は当該図葉の景況に従い、次の各号に定める事項を表示する。

- (1) 海・主要な湖沼
- (2) 主要な都市の名称及び市役所等の位置
- (3) 都道府県の名称及び境界（ただし、北海道については、当該市町村を所管する総合振興局及び振興局の名称及び境界）

8. 記号凡例

記号凡例は、主要なものを表示する。

9. 電子地形図 20 万の基準

電子地形図 20 万の基準は、次の各号に定める投影法、高さの基準等を表示する。

- (1) 投影はユニバーサル横メルカトル図法
- (2) 高さの基準は東京湾の平均海面（離島についてはそれぞれの基準を表示）
- (3) 等高線の間隔は 100 メートル
- (4) 図式は電子地形図 20 万図式

10. 資料

「資料」とは、次に掲げる編集資料をいい、「□」に元号、「○」に数値を入れて表示する。

- (1) 数値地図（国土基本情報）
- (2) □□○○年関係官公庁の資料
- (3) 等深線は数値地図（国土基本情報）
- (4) 行政区画は□□○○年○月現在

11. 発行年月日

発行年月日は、電子地形図 20 万の発行年月日を入力する。

12. 発行者名

発行者名は、「著作権所有兼発行者 国土地理院」と表示する。

13. 調製年月

調製年月は、電子地形図 20 万の調製が開始できる時点の年月を入力する。ただし、迅速更新において、調製年月が迅速更新の対象項目の供用年月より前の年月となる場合は、供用年月を調製年月とする。

14. 縮尺及び縮尺目盛

縮尺及び縮尺目盛は、図郭外下辺中央に縮尺分数とともに、長さ 10cm の縮尺目盛を表示する。

15. 整飾事項の配置

整飾の表示事項は、次の整飾図例により配置する。

電子地形図 20万 N1-54-25 3.0 20pt
とうきょう 3.0 20pt
139° 0' 1.5 12pt
36° 0'

HG丸ゴシックM-PRO 48pt 東京 7.0
宇都宮 2.0 3.0 20pt

※ 文字の字形は、MSゴシックを標準とする（ただし、指定するものは除く）
※ 数値の単位は、mm pt

1.0 N1-54 2.0
国際地図の記号番号 8pt
索引図 36.0
10.0 6.0

都道府県の名称 8pt
主要な都市の名称 5pt
概要図 36.0
4.0

凡例

投影はユニバーサル横メルカトル図法 3.0 2.0 12pt
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は100メートル

資料 3.0 20pt
1. 数値地図(国土基本情報) 2.0 12pt
2. 令和2年関係官公庁の資料
3. 等深線は数値地図(国土基本情報)
4. 行政区画令和2年9月現在

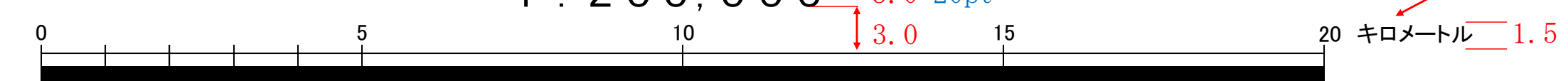
1:200,000 3.0 14pt
東京 3.0 4.0 24pt
MSPゴシック 12pt
国土地理院 20pt

甲府 2.0

千葉 2.0

令和2年10月調製 4.0 3.0 20pt

横須賀 2.0 5.0
1:200,000 3.0 20pt
3.0



2.0 12pt 著作権所有兼発行者

国土地理院

令和2年10月29日発行